

直送済

令和7年（行ケ）第9号 人口比例選挙請求事件
原告 鶴本 圭子 外10名
被告 東京都選挙管理委員会 外10名

証拠説明書（1）

令和7年9月8日

東京高等裁判所第10民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 升 永 英 俊

同 弁護士 久保利 英 明

同 弁護士 伊 藤 真

同 弁護士 黒 田 健 二

同 弁護士 江 口 雄 一 郎

同 弁護士 森 川 幸

同 弁護士 山 中 眞 人

同 弁護士 平 井 孝 典

同 弁護士 多 田 幸 生

号証	標目／作成者・出典 ／作成年月日／原 本・写し	立 証 趣 旨	準備書 面(1) 引用頁
甲 1	最高裁大法廷昭和 51 年 4 月 14 日判決 (衆)／民集 30 卷 3 号 223 頁／写し	<p>① 同判決は、(該昭 47.12.10 衆院選挙の選挙区割り自体に影響を及ぼさない) 昭和 50 年改正法の成立を考慮しないという「違法判断の基準時」の解釈に基づき、『該昭 47.12.10 衆院選挙は、違法である』旨判断した。</p> <p>② 同判決は当該選挙が、違憲であるが、「憲法の所期するところに必ずしも適合しない結果」(但し、昭和 51 年大法廷判決(衆)の文言)が生じることを指摘して、「<u>殊に憲法違反という重大な瑕疵を有する行為については、憲法九八条一項の法意に照らしても、一般にその効力を維持すべきものではない</u>」(民集 30 卷 3 号 253 頁) 参照) (強調 引用者)という「一般」の法原則があるにも拘わらず、憲法 98 条 1 項の明文に反して、当該選挙を違憲違法とする事情判決を言渡した。</p> <p>③ 同判決では、全 15 判事のうち、6 判事(岡原昌男、下田武三、江里口清雄、大塚喜一郎、吉田豊、岸盛一の 6 氏)は、当該選挙が、中選挙区制のみから成り立っており、比例代表制は存在せず、しかも当該裁判対象の選挙区は、千葉 1 区のみであったという事情の下でも、当該選挙は、憲法違反であり、憲法 98 条 1 項の明文の規範に従って、選挙無効と判断した。</p> <p>④ 同判決は、「ある選挙区の違憲状態の瑕疵は、全選挙区割り全体の「不可分の一体」の性質から、全体の選挙区割りに及び、全選挙区の選挙全体が、違憲状態の瑕疵を帯びることになる」旨判示する(民集 30 卷 3 号 249 頁)。</p> <p>⑤ 同判決は、「選挙無効」判決を言渡した場合、同選挙は、「将来に向かって形式的に無効」となる旨判示した(民集 30 卷 3 号 251 頁)。</p> <p>⑥ 同判決は、「各選挙区の選挙人数又は人口数(厳密には選挙人数を基準とすべきものと考えられるけれども、</p>	32

		<p>選挙人数と人口数とはおおむね比例するとみてよいから、人口数を基準とすることも許されるというべきである。それ故、以下においては、専ら人口数を基準として論ずることとする。)と配分議員定数との比率の平等が最も重要かつ基本的な基準とされるべきことは当然であるとしても、それ以外にも實際上考慮され、且つ、考慮されて然るべき要素は少なくない。」と判示する(民集30巻3号246頁)、等。</p>	
甲2	<p>最高裁大法廷昭和60年7月17日判決(衆)／民集39巻5号1100頁／写し</p>	<p>① 同判決は、「このような制度の下において、選挙区割と議員定数の配分を決定するについては、選挙人数と配分議員数との比率の平等が最も重要かつ基本的な基準であるというべきである」と判示する(民集39巻5号1119頁)。</p> <p>② 同判決は、「ある選挙区の違憲状態の瑕疵は、全選挙区割り全体の「不可分の一体」の性質から、全体の選挙区割りに及び、全選挙区の選挙全体が、違憲状態の瑕疵を帯びることになる」旨判示する(民集39巻5号1122頁)。</p> <p>③ 同判決(事情判決)において、<u>最高裁長官寺田治郎、最高裁判事木下忠良、同伊藤正己、同矢口洪一の補足意見は、「是正の措置が講ぜられることなく、現行定数配分規定のまま施行された場合における選挙の効力については、……その効力を否定せざるを得ないこともあり得る」と明言している</u>(民集39巻5号1124～1126頁)、等。</p>	32
甲3	<p>最高裁大法廷平成23年3月23日判決(衆)／民集65巻2号755頁／写し</p>	<p>① 同判決は、「選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定するについて、議員1人当たりの選挙人数又は人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることを求めているというべきである。」と判示する(民集65巻2号778頁)。</p> <p>② 同判決は、投票価値の較差についての3段階の判断枠組みの①段階の審査(<u>基準日たる選挙投票日の時点</u>で、客観的に、当該選挙の投票価値の較差(最大)が、違憲の問題を生ずる程度の著しい不平等状態に至</p>	32

		<p>つ大幅な減少への配慮等の視点から設けられた1人別枠方式によりそれらの県に割り当てられた定数を削減した上でその再配分を行うもので、制度の仕組みの見直しに準ずる作業を要するものということができ、立法の経緯等にも鑑み、国会における合意の形成が容易な事柄ではないといわざるを得ない。」(強調 引用者)</p> <p>と判示する(民集67巻8号1524頁)。</p> <p>(3) 同判決は、投票価値の較差についての3段階の判断枠組みの①段階の審査(基準日たる選挙投票日の時点で、客観的に、当該選挙の投票価値の較差(最大)が、違憲の問題を生ずる程度の著しい不平等状態に至っているか否かを判断)で「違憲状態」と判断し、②段階の審査で、(基準日たる選挙投票日の時点で、合理的期間が未経過であったと判断した、等。</p>	
甲5	<p>最高裁平成26年11月26日大法廷判決(参) / 民集68巻9号1363頁 / 写し</p>	<p>(1) 同判決で、5名の判事((i)櫻井龍子、(ii)金築誠志、(iii)岡部喜代子、(iv)山浦善樹、(v)山崎敏充の5判事)は、補足意見として、</p> <p>「しかし、投票価値の不均衡の是正は議会制民主主義の根幹に関わり、国権の最高機関としての国会の活動の正統性を支える基本的な条件に関わる極めて重要な問題で、あって、違憲状態を解消して民意を適正に反映する選挙制度を構築することは、国民全体のために優先して取り組むべき喫緊の課題というべきものである。様々な政治的困難を伴う作業であるとはいえ、国会自身が平成24年改正法の上記附則において主権者である国民に対して自らの責務の遂行の方針として宣明したとおり、今後国会において具体的な改正案の集約と収斂に向けた取組が着実に実行され、同附則の前記の定めに従って、平成24年大法廷判決及び本判決の趣旨に沿った選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置ができるだけ速やかに実現されることが強く望まれるところである。」(強調 引用者)(民集68巻9号1383頁)</p> <p>と判示した。</p>	

		<p>同判決では、4 判事の反対意見がある（①大橋正春判事〈違憲違法の反対意見〉、②鬼丸かおる判事〈違憲違法の反対意見〉、③木内道祥判事〈違憲違法の反対意見〉、④山本庸幸判事〈違憲無効の反対意見〉）。</p> <p>(2) 同判決は、 「参議院議員の選挙における投票価値の較差の問題について、当裁判所大法廷は、これまで、①当該定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡が、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っているか否か、②上記の状態に至っている場合に、当該選挙までの期間内にその是正がされなかったことが国会の裁量権の限界を超えとして当該定数配分規定が憲法に違反するに至っているか否かといった判断の枠組みを前提として審査を行ってきており、」（強調 引用者） と判示する（民集 68 卷 9 号 1376 頁）。</p>	71
甲 6	最高裁平成 27 年 11 月 25 日大法廷判（衆）／民集 69 卷 7 号 2053 頁／写し	<p>(1) 同判決は、「選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定するに際して、憲法上、議員 1 人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが求められているというべきである」と判示する（民集 69 卷 7 号 2055 頁）。</p> <p>(2) 同判決は、投票価値の較差についての 3 段階の判断枠組みによる ①段階の審査（<u>基準日たる選挙投票日の時点</u>で、客観的に、当該選挙の投票価値の較差（最大）が、違憲の問題を生ずる程度の著しい不平等状態に至っているか否かを判断）で「違憲状態」と判断し、②段階の審査で、基準日たる選挙投票日の時点で、合理的期間が未経過であったと判断した、等。</p>	33
甲 7	最高裁大法廷平成 30 年 12 月 19 日判決／民集 72 卷 6 号 1263	同判決は、「選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定するに際して、憲法上、議員 1 人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保たれることを最も重	33

		<p>として是認し得るものと考えられる。</p> <p>また、具体的な選挙制度の仕組みを決定するに当たり、一定の地域の住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味する観点から、政治的に一つのまとまりを有する単位である都道府県の意義や実体等を一つの要素として考慮すること自体が否定されるべきものであるとはいえず、投票価値の平等の要請との調和が保たれる限りにおいて、このような要素を踏まえた選挙制度を構築することが直ちに国会の合理的な裁量を超えるものとは解されない。</p> <p>(3) 参議院議員の選挙制度と衆議院議員の選挙制度は、選出方法等に係るこれまでの変遷を経て同質的なものとなってきているところ、衆議院議員選挙については、投票価値の平等の要請に対する制度的な配慮として、選挙区間の人口の較差が2倍未満となるようにする旨の区割りの基準が定められ、少なくとも長期間にわたり2倍以上の較差が放置されることはないような措置が講じられている（衆議院議員選挙区画定審議会設置法3条、4条参照）。また、急速に変化する社会の情勢の下で、議員の長い任期を背景に、国政の運営における参議院の役割は大きなものとなってきている。</p> <p>そうすると、二院制に係る憲法の趣旨や、半数改選などの参議院の議員定数配分に当たり考慮を要する固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙について直ちに投票価値の平等の要請が後退してもよいと解すべき理由は見だし難い。したがって、立法府においては、今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれる中で、較差の更なる是正を図るとともに、これを再び拡大させずに持続していくために必要となる方策等について議論し、取組を進めることが引き続き求められているというべきである（令和2年大法院判決参照）。」（強調 引用者）（民集77巻7号1666～1667頁）</p> <p>と判示し；かつ</p> <p>② 「しかしながら、4県2合区を導入すること等を内容とする平成27年改正により、数十年間にもわたり5倍前後で推移してきた選挙区間の最大較差は3倍程度まで縮小し、平成24年大法院判決等で指摘された著しい不平等状態はひとまず解消されたところ、同改正がされてから本件選挙までの約7年間、</p>
--	--	---

		<p>同改正後の定数配分規定及び本件定数配分規定の下で上記の合区は維持され、選挙区間の最大較差は 3 倍程度で推移しており、有意な拡大傾向にあるともいえない。</p> <p><u>このような中で、立法府においては、較差の更なる是正を図る観点から、都道府県より広域の選挙区（但し、ブロック制を含む。原告注）を設けるなどの方策について議論がされてきたところであり、こうした方策によって都道府県を各選挙区の単位とする現行の選挙制度の仕組みを更に見直すことも考えられる。」</u>（強調 引用者）（民集 77 卷 7 号 1668 頁）</p> <p>と判示し；かつ</p> <p>③ 「<u>なお、これまで人口の都市部への集中が生じており、今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれるところ、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させる選挙制度が民主政治の基盤であり、投票価値の平等が憲法上の要請であること等を考慮すると、較差の更なる是正を図ること等は喫緊の課題</u>というべきである。立法府において議論がされてきた上記(3)のような種々の方策に課題や制約があり、事柄の性質上慎重な考慮を要するにせよ、立法府においては、より適切な民意の反映が可能となるよう、社会の情勢の変化や上記課題等をも踏まえながら、現行の選挙制度の仕組みの抜本的な見直しも含め、較差の更なる是正等の方策について具体的に検討した上で、広く国民の理解も得られるような立法的措置を講じていくことが求められる。」</p> <p>（強調 引用者）（民集 77 卷 7 号 1669 頁）</p> <p>と判示する。</p> <p><u>（但し、人口比例選挙請求訴訟について言えば、1964～2025 年の 61 年間で、最高裁判決（法廷意見）が、「喫緊の課題」の文言を、令和 5 年大法廷判決（参）で、初めて記述した。）</u></p>
--	--	--

		(2) 宇賀克也判事の反対意見は、「投票価値の不均衡が真にやむを得ないことについては、 国会が説明責任を負う 」(強調 引用者)と記述する(民集 77 卷 7 号 1698 頁 <u>甲 9</u>)	70
甲 10	大阪高判令和 4 年 10 月 14 日 (違憲状態) / 写し	令和 4 (2022) 年参院選についての令和 5 年大法廷判決 (参) (甲 9) の原審判決で、原告ら代理人らは、全 14 高裁・高裁支部で提訴し、 1 件の違憲違法判決 (人口比例選挙判決) (仙台高裁) ; 7 件の違憲状態判決 (東京高裁、大阪高裁、福岡高裁、札幌高裁、福岡高裁宮崎支部、名古屋高裁金沢支部、仙台高裁秋田支部) 、 6 件の是正義務付合憲判決 (名古屋高裁、広島高裁、高松高裁、広島高裁松江支部、福岡高裁那覇支部、広島高裁岡山支部) を得た。	5
甲 11	東京高判令和 4 年 10 月 18 日 (違憲状態) / 写し	① 同上。 ② 令和 4 年 10 月 18 日東京高判 (参) (違憲状態判決) (8 民) (渡辺勇次、小口和宏、澤田文久) は、 「しかしながら、参議院は、憲法上、衆議院とともに国権の最高機関として 適切に民意を反映する責務を負う ものであるところ、 投票価値の不均衡の是正は、議会制民主主義の根幹に関わり、国権の最高機関としての国会の活動の正当性を支える基本的な条件に関わる極めて重要な問題 であって、国の内外で解決困難な課題が増大し、参議院の役割がこれまでも増して大きくなっている中、民意を適正に反映する選挙制度を構築することは、 国民全体のために優先して取り組むべき課題 であるといえる。」(強調 引用者)と判示した。	5
甲 12	名古屋高判令和 4 年 10 月 25 日 (是正義務付合憲) / 写し	令和 4 (2022) 年参院選についての令和 5 年大法廷判決 (参) (甲 9) の原審判決で、原告ら代理人らは、全 14 高裁・高裁支部で提訴し、 1 件の違憲違法判決 (人口比例選挙判決) (仙台高裁) ; 7 件の違憲状態判決 (東京高裁、大阪高裁、福岡高裁、札幌高裁、福岡高裁宮崎支部、名古屋高裁金沢支部、仙台高裁秋田支部) 、 6 件の是正義務付合憲判決 (名古屋高裁、広島高裁、高松高裁、広島高裁松江支部、福岡高裁那覇支部、広島高裁岡山支部) を得た。	5
甲 13	広島高判 (松江支部) 令和 4 年 10 月	同上。	5

	26日（是正義務付合憲）／写し		
甲 14	札幌高判令和4年10月27日（違憲状態）／写し	同上。	5
甲 15	高松高判令和4年10月31日（是正義務付合憲）／写し	同上。	5
甲 16	仙台高判令和4年11月01日（ 違憲違法 ）（ 人口比例選挙判決 ）／写し	同上。	5 67
甲 17	福岡高判（那覇支部）令和4年11月02日（是正義務付合憲）／写し	同上。	5
甲 18	福岡高判（宮崎支部）令和4年11月04日（ 違憲状態 ）／写し	同上。	5
甲 19	広島高判（岡山支部）令和4年11月08日（是正義務付合憲）／写し	同上。	5
甲 20	広島高判令和4年11月09日（是正義務付合憲）／写し	同上。	5
甲 21	名古屋高判（金沢支部）令和4年11月10日（ 違憲状態 ）／写し	同上。	5
甲 22	福岡高判令和4年11月11日（ 違憲状態 ）／写し	同上。	5
甲 23	仙台高判（秋田支部）令和4年11月15日（ 違憲状態 ）／写し	同上。	5
甲 24	竹中治堅政策研究大学院大学教授／『参議院とは何か 1947～2010』／中央公論新社 2010／写し	1947～2010年の約63年間に、衆院選の多数意見（50%超の意見）と参議院の多数意見（50%超の意見）が、最終的決議の直前まで又は最終的決議まで、対立した立法事案が、合計で15個あり、その 全て において、 参議院の多数決意見が、立法の成立、不成立を決定した。	7 ～10
甲 25	法律学小辞典〔第6版〕761頁の「信託」	同書による信託の定義。	11

	教授（当時）／『憲法第 7 版』／新世社、2018 年／写し	が有力に唱えられているが（芦部・憲法 139 頁）、その理論的根拠はさほど確かなものではない。むしろ、 1 対 1 を基本原則 とした上で、どのような理由と必要に基づいてこの原則から乖離したかを、 政府の側に立証させる ことで、その合憲性を審査すべきだと考えられる。政府が、議院定数の較差を正当化する十分な理由を示すことができない場合には、違憲とすべきであろう。」（強調 引用者）（178 頁）と記述すること。	69
甲 33	辻村みよ子／『憲法〔第 5 版〕』330 頁／日本評論社 2016 年／写し	同書が、 「さらに、原則はあくまでも、 1 対 1 であることから、 衆院選の場合と同様 、技術的に人口比例原則を徹底しうる場合には、たとえ 1 対 2 以内でも違憲性を認めうるような厳格な基準を設定することに、憲法理論上妥当性があると考えられる（「百選Ⅱ 340 頁〔辻村執筆〕参照）。」（強調 引用者）と記述すること。	58
甲 34	安念潤司／「いわゆる定数訴訟について（二）」と題する論文／成蹊法学 25 号 88 頁（1987 年）／写し	同論文が、 「まず、不均衡の許容限度についていえば、判例の一般論に従うにしても、当然ながら、衆議院について最大約三倍の格差を、参議院については五倍以上の格差を合憲とするという結論がただちに導かれるわけではないから、より厳格な基準を提唱することにも相応のいわれがあるが、学説自身、理論上は一対一にありえないはずの基準を、現実的な配慮によるとはいえ、 例えば二対一にまで緩和して、判例に対する批判論としての拠って立つ基礎を、自らある程度掘り崩してきたことを忘れてはならない。 ⁽⁸⁾ ⁽⁸⁾ すでに多くの指摘があるが、かなり徹底した見解の一例として、辻村みよ子「選挙権」大須賀明ほか編・憲法判例の研究（昭和 57）178-9 頁を挙げておく。」（強調 引用者）と記述すること。	58
甲 35	阪本昌成／『憲法理論Ⅱ』（成文堂、1993 年）290 頁／写し	同教授が、 「 (五)衆議院の定数配分は厳格な人口比例が求められる 定数配分の客観的数値として、有力な学説は一対二をあげる（芦部信喜『憲法訴訟の現代的展開』325 頁）。最高裁判所は、すでにふりたように、客観的数値をあげないものの、一対二・九二を不平等ではないとしていることからすれば、一対三を限度としているかのよ	59

		うに受け取ることも不可能ではない。 ところが、一対二や一対三という数値が、合理的基礎をもっているわけではない。たしかに、一人が二票もつのは複数投票制または等差投票制を早期させるため、明らかに不平等という感覚を人びとに与えるであろう。しかしながら、もともと形式的平等を徹底化してきた選挙権については、選挙区選挙制の技術的要素を考慮に入れるにしても、 投票価値を一対一とすることこそ、定数配分の出発点でなければならない 。選挙権の平等について、実質的平等か、それとも、限定的形式的平等か、を問うことなく、一対二であれば不合理ではない、とする議論は、避けるべきである」(強調 引用者) と記述していること。	
甲 36	長尾一紘 中央大学教授／『日本国憲法〔第3版〕』(世界思想社1998年)170頁／写し	同教授が、 「(3) 投票価値の不平等の限界基準については、学説の多くは最大較差1対2を基準とするが、ここでいう1対2の数字には根拠がない。 <u>法技術上可能なかぎり1対1に近くなければならない</u> とすべきである。」(強調引用者) と記述すること。	59
甲 37	渋谷秀樹 立教大学教授／『憲法(第2版)』(有斐閣2013年)219頁／写し	同教授が、 「(ii) 参議院議員の場合 (略) この判決(昭58年最大判 引用者 注)は、「事実上都道府県代表的な意義ないし機能を有する要素を加味したからといって、これによって選出された議員が全国民の代表であるという性格と矛盾抵触することになるものということもできない」とするが、都道府県の代表、すなわち特定地域の代表の機能と全国の代表、すなわち全体の代表という性格を整合的に説明する論理は存在しない。国会議員が「全国民を代表する」と憲法が定める(43条1項)以上、 <u>参議院議員も、可能な限り1対1に近づけるべきである</u> 。」(強調引用者) と記述すること。	59
甲 38	和田進 神戸大学教授／「議員定数配分の不均衡」と題する論文／ジュリスト増刊2008(憲法の争点)(有斐閣)185頁／写し	同教授が、 「すなわち投票価値の平等とは、選挙権の平等原則たる「1人1票の原則(one man, one vote)」を単に数のレベルの形式的平等性にとどめるのではなく、具体的選挙制度における投票価値の可能性の平等を要求するものである。それは端的には端的には 人口比例原則 として表明されるのである(厳密には有権者数に比例するものと考えられるべきであるが、この論点は省略する)。 <u>したがって、理論的原則的には格差は1対1</u>	59

		はありと考えたいる。」(強調 引用者)	
甲 41	棟居快行専修大学専門職大学院法務研究科教授／「一票の重み」は人権であり、かつ統治でもある」／憲法研究所ウェブサイト／写し	同論文が、 「10 これらの統治の条文においては、国民代表である国会議員は、日本国憲法 43 条 1 項が「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する」と述べられていますが、これはもとより人権の条文である日本国憲法 14 条、15 条と、いわば表裏として、一体をなしていると言い得るところであります。 11 いうまでもなく、選挙によって国民代表と見なされることが可能なほどに、衆議院の小選挙区および参議院の選挙区ごとの投票価値が、実質的に平等でなければなりません。 12 この事柄からは、「一票の重み」が、投票価値における平等不平等の判断を、1 対 2 を基準として捉えるよりも、むしろ、 1 人 1 票の実質的実現として、1 対 1 を基準としなければ、「全国民の代表」と言えないことが、明白な事実となると存じます。 13 憲法原理の根源的論点であるところの国民権の行使の方法として、代表民主制と直接民主制とがあり、直接民主制を取り込んだ代表民主制として、半代表という言い方もあります。 14 しかしながら、国民権・国民代表を前提とするかぎり、投票価値の平等は、直接民主制の場合だけの要請ではなく、代表民主制や半代表制であっても、当然に、1 対 1 の投票価値の平等でなければならないと、思われます。」(強調 引用者)	59
甲 42	蟻川恒正 東京大学教授 (当時) 他／「[座談会] 憲法 60 年ー現状と展望」／ジュリスト No.1334 (2007.5.1) (有斐閣) 26 頁／写し	同教授が、 「最後に、反対意見です。これは結論から言いますと、 国会の正統性 (legitimacy) という視点を導入することによって、 <u>1 票の重みの較差はできるだけ 1 対 1 に近づけるのが望ましく、少なくとも 1 対 2 を超えると違憲であるとする命題を定立したものです。従来は、学説においてさえも、1 対 2 とするのはなかなか難しく、まして 1 対 1 に近づけるべきだという議論はあまり通りがよくなかった。しかし、この 2004 年の反対意見を書いた 6 人は、最高裁判事として、そこを一気に、1 対 1 が原則であるべきだということまで持っていった。その突破を可能にしたものは何かと言うと、私は、権利論ではなくて統治</u>	59

		<p>機構論だろうと思うのです。つまり、選挙権の平等という視点から、国会の正統性という視点に重点を移行させることによって、それは可能になったのではないかと考えられます。反対意見の6人は、ほぼ全員が、国会の正統性ないし正当性という視点を、それぞれの追加反対意見の中に書き込んでいます。例えば、「できるだけ1対1に近づけるべきである」と述べる梶谷玄裁判官の追加反対意見は、「各国民の1票の持つ価値が相違するときには、選出された議員が国民を正当に代表しているとはいえず、その結果構成される議会も国民の代表としての正当性を欠くことになる」と書いています。また、深澤武久裁判官の追加反対意見では、「投票価値の平等は、……国会の正統性の根拠となるものであるから……最大限に尊重されなければならない」とした上で、「人口較差が1対2を超えるときは憲法の許容する枠を超えて違憲となるものと考えられる」と書かれています。そして、この枠組みも、やはり枠組み形成的な性格を強く帯びていて、2005年の在外日本人の選挙権に関する大法廷違憲判決（最大判平成17・9・14民集59巻7号2087頁）に付された福田博裁判官の補足意見に典型的に現われています。</p> <p>この3つの意見、すなわち、補足意見1、補足意見2、反対意見、の3者は、どれも重要です。」（強調 引用者）</p> <p>と発言していること。</p>	
甲 43	<p>高橋和之『立憲主義と日本国憲法 第5版』（有斐閣、2020年）324頁／写し</p>	<p>同教授が、 「しかし、選挙権は、日本国憲法においては概念上当然に、相互に平等な内容を有するという意味を内包しているのではなかろうか。（略）つまり、選挙権は、その価値が相互に等しいものと最初から想定されており、選挙制度が価値の不平等を生み出せば、その制度は選挙権を制約するものであり、その制約が必要不可欠として正当化されない限り違憲となると考えるべきなのである。」（強調 引用者）</p> <p>と記述すること。</p>	59
甲 44	<p>木下智史関西大学教授（当時）／「参議院定数配分規定の合憲</p>	<p>同論文が、 「他方、「全国民の代表」の意義には、議員が選出母体による命令的委任の禁上に拘束されないとする禁止的規範意味のみならず、現実の国民の意思ができるだけ議会に反映されなければならないとする積極的規</p>	59

	性一最高裁平成 18 年 10 月 4 日大法廷判決」ジュリスト No.1332 2007.4.10 7 頁／写し	<p>範意味があると説かれることから（樋口陽一・憲法 I [現代法律学全集] 152 頁）、参議院議員の一部が都道府県単位を基礎に選出されることも、「国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させる」手段として、正当化される余地もあるかもしれない。しかし、国民の政治的意思の多様性は、平等に表明された政治的意思の結果として示されるべきものであって、多様性を作り出すために、投票価値の平等を犠牲にして選挙制度を構築することは本末転倒と言うべきである（むしろ、「全国民の代表」であることから、議員 1 人当たりの選挙区人口も等しいことが要請されると考える余地もある〔渡辺良二・近代憲法における主権と代表 241 頁〕。）」（強調 引用者）</p> <p>と記述すること。</p>	
甲 45	矢野常寿 東大教授／「世界の潮 最高裁判決で拓かれた『一票の較差』の新局面」と題する論文／世界 2011 年 6 月号（岩波書店）24 頁／写し	<p>同論文が、</p> <p>「最高裁は、衆議院について一人別枠方式を速やかに廃止し、最大較差を一对二未満に抑えるよう求めた。そもそも投票価値の平等からすれば、最大較差を尺度とすることも、それを一对二まで許すことも不十分であり、衆議院に関しては、全選挙区の人口を可能な限り近づけることが求められる（須藤判事の補足意見も参照。）」（強調 引用者）</p> <p>と記述していること。</p>	59
甲 46	齊藤愛 千葉大教授／「平成 28 年参議院議員選挙と投票価値の平等」と題する論文／法学教室 2018/3 号 No.450／50 頁／写し	<p>同論文が、</p> <p>「選挙権という権利の平等という点に鑑みれば、1 対 1 を基本原則とすべきであろう。」（強調 引用者）（同書 50 頁）</p> <p>と記述すること。</p>	59
甲 47	川岸令和 執筆、長谷部恭男編／『注釈日本国憲法(2)』（有斐閣、2017 年）204 頁／写し	<p>同教授が、</p> <p>「なお、較差の許容範囲については 2 倍未満とする立場が一般的であったが（芦部・憲法 [6 版] 141 頁）、上述のように最高裁も 2 倍未満を要求するようになっており（戸松・憲法 163 頁）、また法律もそう改正されていることから、1 人 1 票の原則に忠実に 1 対 1 を基本にそこからの乖離の厳格な正当化を政府に求めることが妥当であろう（辻村・憲法 [5 版] 326 頁、長谷部・憲法 [6 版] 176 頁、渋谷・憲法 [2 版] 217 頁）」（強調</p>	59

		引用者) と記述すること。	
甲 48	斎藤一久 名古屋大学准教授／「2019(令和元)年参議院議員選挙と投票価値の平等」法学教室 2021/5号 No.488 57頁／写し	同論文が、 「しかし、元東京大学の行政法の教授であった 宇賀克也裁判官の反対意見 は、憲法学説が従来から主張している内容をベースに論じられ、 すっきりとした論理で構成されている 。すなわち 選挙権の平等は国民主権、民主主義の根幹をなすものであり、それゆえ投票価値の平等の問題は厳格な司法審査に服さなければならない 。たとえ立法裁量があるとしても、最優先の考慮事項として立法裁量を制約する。 国会は一票の価値の較差がない状態をデフォルトとして制度設計しなければならない 、合理的な説明がなされない場合には、違憲状態である。結論として、本件は違憲である(今回は無効としないが国会の対応次第で今後は無効判決もあり得る)とする 18)。当該反対意見と比較すると、やはり最高裁の論理は、先例との整合性の上で、合憲に持ち込むために、かなり無理をしている感があるのではないだろうか。それはもはや「対話」や「キャッチボール」ではない。本判決は、国会への「忖度」であると位置づけざるを得ないであろう。」(強調 引用者) と記述すること。	60
甲 49	南野森 九州大学教授／「1票の格差——司法と政治の索敵」と題する論文／法学教室 No.427 Apr. 2016 (有斐閣) 12～13頁／写し	同論文が、 「しかし、 <u>「ひとりひとりの国民を『完全に同等視』して平等な存在として扱うべきだという、理念的な意味があるので、その観点からして一人一票の原則が重要で基本的な憲法原則であることは譲れない」³⁰⁾ことを忘れてはならないだろう。」(強調 引用者) と記述すること。</u>	60
甲 50	尾形健 同志社大学教授／「衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りを定める公職選挙法 13条 1項、別表第 1 の合憲性」と題する論文／判例時報 2433号〈判例評論	同論文が、 「そして、本判決(平成 30 年大法廷判決(衆) 引用者注)についていえば、 宮崎裁判官 の意見が注目される。同裁判官は、従来の判例が、「憲法の要求する投票価値の平等は、人口比例を最も重要かつ基本的な基準とし、人口比例以外の要素は合理性がある限り考慮することを許容するもの」であったとして、定数配分や選挙区割り等も「合理性のある基準又は考慮要素に基づいて行うことを要請していると解すべき」であるという。その上で、「合理性のない要素を考慮してされた定数配分が実質的にみて是正されたとは評価できないと判断される場合」には、最大格差が 2 倍未満であ	60

	734号)164頁／写し	<p>っても違憲状態にあると判断すべきことを示し、本件区割規定につき、平成23年・同27年各判決で違憲とされた「合理性のない要素」を考慮した部分が是正されているかを検討する(1275～1276頁)。憲法的要請を明確に位置付け、しかし較差の限界値に拘泥することなく、立法裁量権行使に際し考慮しうる事項と考慮し得ない事項を吟味する姿勢は、今後追究に値するように思われる。</p> <p>(4) 本判決は、前記(1)の判断枠組み①のレベルで違憲状態にないとされたため、それ以降の段階について判断をしていないが、山本庸幸裁判官の反対意見は、1票の価値について原則は1.0であるが例外的に2割程度の較差はやむを得ず、これを越えた場合に当該選挙は無効となるとし、事情判決の法理の適用を否定し選挙無効とすべきことをいう(1296～1301頁。なお参議院議員選挙に関する最大判平29・9・27の同裁判官反対意見〔「4」の箇所〕参照)。近時の学説では、事情判決法理の適用および選挙無効のあり方、公選法無効あるいは事前の救済を求める訴えの可能性など、救済のあり方について研究が蓄積されつつある。有意味な司法的統制を行う観点からも、この点での検討が引き続き求められるように思われる。」(強調 引用者)(167～168頁)</p>	
甲 51	<p>上田健介近畿大学教授／「経済教室」日本経済新聞 2017.6.5 東京版 14頁／写し</p>	<p>と記述すること。</p> <p>同論文が 「すべての有権者が平等であるべきならば、単に1人が1票を持つだけでは足りず、その1票が選挙の結果に及ぼす影響力も平等でなければならない。それゆえ選挙区間で、選出議員1人あたりの有権者数(あるいは人口)が等しくなければならない。」 (強調 引用者)</p> <p>と記述すること。</p>	60
甲 52	<p>牧野力也筑波大学人文社会科学部博士課程／「一票の較差の違憲審査基準に関する考察」と題する論文／筑波法政第54号(2013)70頁／写し</p>	<p>同論文が、 「すなわち、投票価値が原則として<i>i対i</i>であることを前提に、立法裁量の余地を厳しく統制していくために、平均的な投票価値からの偏差によって投票価値を判断する方法は、全体的な投票価値の不均衡の状態を審査するのに適した基準であり、将来的に投票価値の較差を<i>i対i</i>に近づける努力が求められる。今日では、投票価値の不平等を判断する司法審査基準として検討に値する基準であると考えられる。」(強調 引用者)(71頁)</p> <p>と記述すること。</p>	60

<p>甲 53</p>	<p>中村良隆名古屋大学 日本法教育センター 特任講師／「書評 升永英俊『統治論に 基づく人口比例選挙 訴訟』」／日本評論 社、2020年」Web日 本評論 https://www.web- nippygo.jp/18405/／ 写し</p>	<p>同論文が、 「選挙権は、単なる人権でなく、「国民としての仕事」、 公務としての性質があることについては、学会の多数 が賛同している（二元説）⁵。このように、選挙にはそ もそも、<u>人権としての側面と、立法部を構成するた めの手続（統治機構）としての側面がある。「投票価値 の平等（一票の格差）」と「議員定数不均衡問題」、「一 人一票原則」と「人口比例選挙」という異なる言い方 も人権と統治の2つの視点を示しているように思わ れる。</u> <u>したがって、14条1項がなくとも、56条2項+1 条+前文1項から一人一票原則が導けるということ</u> <u>を示したのは、様々な条文が連なって立憲主義と民主 主義を支えている「憲法の重層的構造」を例証したも のといえる。」</u>（強調 引用者）</p> <p>と記述すること。</p>	<p>60</p>
<p>甲 54</p>	<p>上脇博之神戸学院大 学教授／「参議院選 挙区選挙の最大較差 5.13倍を違憲とはし なかった2006年最 高裁大法廷判決」と 題する論文／法セ増 刊速報判例解説 Vol.19（日本評論社 2007年）12頁／写し</p>	<p>同論文が、 「議員定数不均衡問題においては、衆院の場合に限らず 参院の場合でも「投票価値の平等」は憲法上の絶対的 要請であり、それ以外の要因(例えば都道府県を単位 とする地域代表)は憲法上の要請とはいえない²²⁾か ら、1対1に限らず近いこと(較差2倍以上は文面上 違憲で、2倍以内でもやむを得ない理由がない限り 違憲)が要請される。」(強調 引用者)</p> <p>と記述すること。</p>	<p>60</p>
<p>甲 55</p>	<p>田中祥貴桃山学院大 学教授「令和4年参 議院議員選挙と「一 票の格差」ジュリス トNo.1597(2024年 5月20日)／写し</p>	<p>同論文が、 「その一方で、最高裁はいつまでも「抜本的な見直し」 が実現されない状況に焦燥感を募らせている。例え ば、本判決はさらなる較差是正を図る文脈で、「都道 府県より広域の選挙区を「設けるなどの方策」の可能 性に初めて一步踏み込んだ見解を示し、現行選挙制度 の「抜本的な見直し」を要請している。その意味する ものは不明だが、今後も選挙区選挙を残すとすれば、 合区の維持拡大路線には、本判決が指摘する現実的弊 害に加えて、理論的な限界も看取され(松本カス彦・ 法教448号123頁)、将来的には、ブロック制以 外に選択肢はないであろう(升永英俊『統治論 に基づく人口比例選挙訴訟IV』参照)。」(強調 引用者)</p> <p>と記述すること。</p>	<p>60</p>

<p>甲 56</p>	<p>中川淳司元東京大学教授『諸外国における選挙区割りの見直し』の「Ⅲ考案」／有斐閣 Online (2024年2月13日)／写し</p>	<p>(1)① 同論文は、イギリスの選挙制度につき、<u>各選挙区の有権者数は、全国の選挙区平均有権者数 (73,393 人) の±5%以下</u>という厳格な基準が設けられ、2023年11月に発効した再区割りでは、全 650 選挙区で、登録済有権者数が 69,724 人～77,062 人の範囲内 (最大有権者数差：7338 人) との要件が満たされた旨記述する。</p> <p>② 英国は、2023年11月に発効した再区割りでは、最大有権者数差は 7,338 人である。</p> <p>(2) 同論文は、 「しかし、本件選挙の 2.079 倍という格差は容認しがたい。憲法の保障する選挙権は主権者である国民が政治に参加する上での最も基本的な権利である。投票価値の平等は可能な限り 1 対 1 でなければならない、それに沿って選挙区割りが設定されるべきである。本判決は、1.979 倍であった 2017 年の衆議院選挙から格差がさらに拡大していることについて、「自然的な人口以外の要因によって拡大したものというべき事情はうかがわれない」とするが、そもそも当初から可能な限り 1 対 1 に近づけるよう選挙区割りを設定していれば、このような格差は生じ得なかった。」(強調引用者) と記述する。</p>	<p>39 55</p> <p>60</p>
<p>甲 57</p>	<p>川人貞史衆議院議員区画定審議会会長 (当時) 東京大学名誉教授著『日本の選挙制度と 1 票の較差』(東京大学出版会 2024)／写し</p>	<p>(1) 同教授は、下記の通り、同書 (はしがき i～ii 頁) で、【川人貞史会長自らが、政治生命にかかわる自民党議員から介入されたこと】を生々しく記述する。</p> <p>「そのためには、不平等を是正する公職選挙法改正案が国会で国会議員の多数の支持を得て成立する必要があり、さらに政府が閣議決定を経て国会に改正案を提出する前に、政権担当の自由民主党内の了承を取り付けることが必要である。<u>自民党の了承には、自民党議員たちが好ましいと思わなくても許容できる(せざるを得ない)と考えるものでなければならない</u>。したがって、区割り改定案はこれらのアクター (自民党議</p>	<p>29 ～31</p>

		<p>員 引用者注)から拒否されないと予想されるものにする必要があり (anticipated reaction), 国民・有権者の平等な投票参加の権利は軽視されることになる。ゲームの理論の用語で言えば, 最終的に成立する公職選挙法改正案は逆戻り推論 (backward induction) を用いて各アクターに受け入れられるものが最初から提案される。</p> <p>それでも, アダムズ方式の完全適用による 15 都県での「10 増 10 減」の議員定数配分を含む全 25 都道府県で 140 選挙区の区割り改定の影響の大きさに政治家からは強い不満や悲鳴の声が上がり, ある自民党幹部は「議員のことなのに, 学者がいろいろ口を出してふざけんという話だ」と毒づいたとされる。実際のところ, 10 増 10 減は区割り審設置法の規定によって自動的に決まり, 区割り改定案の作成も同法の規定にもとづく「区割り改定案の作成方針」によって進められ, 学者として容喙できる余地はない。しかし, 政治生命がかかる選挙区のことだけに, 衆議院では 2022 年 11 月の区割り改定法 (公職選挙法改正) 議決に際して選挙制度の抜本的検討を行うとする附帯決議がなされ, 2023 年 2 月に, 衆議院選挙制度協議会が設置された。同年 12 月にとりまとめられた報告書では, 今後衆議院の正式な機関に移行して本格的な議論を開始するポイントとなり得る視点が提示されたにとどまり, 改革の方向性は定まっていない。</p> <p>こうした区割り改定の政治過程において, 日本政治の常識が世界標準の政治学理論や西欧民主政治諸国の比較政治学の知見からかけ離れていることは明らかであり, 違和感を覚えざるを得なかった。」(括弧文言挿入 強調 引用者)</p>	
--	--	---	--

		<p>(2) 同教授は、更に下記の通り記述する。 (はしがき i 頁)</p> <p>「はしがき なぜ日本の区割り基準は人口較差最大2倍なのか？」 (略)</p> <p>改定案を期限内にまとめ、会長として責任を果たしたものの、研究者としてはモヤモヤが残った。というのは、審議会としては最善の改定案をとりまとめることができたが、研究者の立場からするとそうとは言い切れないからである。その一例は、区割り改定案における選挙区人口の最大較差が 1.999 倍 だったことである。これは 2020 年の国勢調査人口であるから、2 年近く経過した勧告当時にはすでに2倍を超えていると推測されるが、メディアも含めてその問題点を指摘する声はほとんどなかった。選挙区人口の較差が大きければ、1 人の議員を選出する投票の価値が大きく異なるため、1 票の較差、投票価値の不平等が存在することを意味する。」(強調 引用者)</p>	36
		<p>(2) 同教授は、結論として、</p> <p>「したがって、現在の定数配分と選挙区割りの方法も、日本の明治期以来の方法とほとんど同じということである。そして、区割りの結果も、選挙区人口は最大較差 2 倍程度までの範囲で広く分布することになった。こうしたあり方は第 2 章で見たアメリカ、イギリス、カナダなどと比較すると、きわめて異質であり、世界標準の方法から逸脱しているといわざるを得ない。そろそろ、日本の選挙区割りの方法も世界標準へ変える必要があり、その時期に来ているのではないだろうか。」(同書 215 頁) (強調 引用者)</p> <p>と記述する。</p> <p>(3) 同教授は、</p> <p>「区割り審は、2022 年 2 月 21 日に「区割り改定案の作成方針」をとりまとめたが、その内容は、過去 2 回のものとはいくつかの点で異なっている。(略) その内</p>	60

		<p>容は、1. 区割り基準として、(1)選挙区人口の最大較差を2倍未満とし、(2)人口最少の鳥取の2選挙区の人口を均等化し、(略)としている。これらの基準のうち、(1)、(2)は2020年国勢調査の日本国民の人口についてのみ適用する基準であり、2015年国勢調査の日本国民人口と2020年見込人口の双方について適用した2017年より緩くなっている。」(強調 引用者)</p> <p>と述べ、</p> <p>「各選挙区間の最大人口較差を2倍未満」との基準が、</p> <p>「2020年国勢調査の日本国民の人口についてのみ適用する基準であり、2015年国勢調査の日本国民人口と2020年見込人口の双方について適用した2017年より緩くなっている。」(強調 引用者)</p> <p>と自認している(同書180頁)。</p>	
甲58	欠番		
甲59	欠番		
甲60	欠番		
甲61	<p>芦部信喜・京極純一 東大教授間の「対談」 ／の法律時報52巻6 号(1980.6.1)12～14 頁／写し</p>	<p>(1)① 芦部教授は、同対談で、</p> <p>「裁判所が介入することを認める以上、違憲判断の基準として計数的な基準があったほうがいいのではないかと。そうすると、1対1.4というようなあまり厳格なかたちで考えると、裁判所が動かなくなる恐れがあるので、現在の1対4とか1対5とか、現状があまりにも不均衡状態にあってひどいものですから、現状を前提にして考えると、少なくとも1対2の範囲内で直せというようにやったほうが、さきほど問題にした定数増をあまり伴わないかたちでの再配分を、裁判所が介入して実現していくうえで一番プラクティカルな運用ができるのではないかと、考えるのです。」(強調 引用者)</p> <p>(同13～14頁)</p> <p>「京極 芦部説の場合、最大限度が二倍ということでしょう。できれば1対1が一番いいと</p>	57 58

		<p>いうことですね。</p> <p>芦部 もちろんできればそれが一番望ましいわけですね。」(強調 引用者) (同 12 頁)</p> <p>と述べた。</p> <p>② 芦部教授の1対2説は、当時の一票の較差・1対4～5を前提とするものであり、『当該前提でない場合は、1対1である』旨発言したこと。</p> <p>(2) 芦部教授が「第三に、人口比例の原則から離れることを正当化する理由の挙証責任は公権力の側にあるということ。」(強調 引用者) (同 12 頁) と発言した。</p>	69
甲 62	<p>和田淳一郎横浜市立大学教授『一票の平等の政治経済学 一人一票の投票価値の平等を追求する』113～121 頁／(勁草書房 2024)／写し</p>	同教授が、「 人口比例選挙 」説に立つこと。	60
甲 63	<p>米国連邦最高裁判決 1964 年 6 月 15 日 (Reynolds v. Sims)／米国最高裁判例集 377 U.S.533 (1964)／写し</p>	<p>米国連邦最高裁は、1対16の1票の価値の較差に差を設けていたアラバマ州の選挙法を違憲とした。</p> <p>この1964年の米国連邦最高裁判決により、米国人は、住所によって差別されることなく、人口比例選挙の選挙権を得た。</p>	41 61 ～64
甲 64	<p>山本真敬新潟大学准教授「連邦議会を「小さくする」ための選挙制度の大改正」／ジュリスト July 2023 59 頁／写し</p>	<p>ドイツ連邦議員選挙は、各選挙人が政党を示して投票した第2票を、全連邦で集計し、各政党の得票数とし、第2票の各政党の全連邦集計の得票数に比例して、定数(630)(但し、2023年改正により)が各政党に配分される。</p> <p>即ち、第2票の選挙は、全連邦集計の1人1票等価値・選挙(=完全人口比例・選挙)である。</p>	40 43

		<p>2023年改正法は、超過議席・調整議席の廃止、定数を630議席に固定する内容を含む。</p> <p>2023年改正法は、また、<u>第1票（全299小選挙区の各小選挙区で1人のみが当選する小選挙区選挙）の1票較差の基準も変更し、各小選挙区の議員1人当たりの人口は、平均人口の±10%以内を基本とし、最大で、±15%とする旨変更された（従来は、それぞれ15%および25%）（この点に限り、2026年1月1日施行）。</u></p> <p>従って、第1票の最大較差は、$115 \div 85 = \text{約} 1.35$倍以下となる。</p> <p><u>ただし、この第1票の、小選挙区選挙間の1票較差の基準の変更は、定数（630）の、全連邦集計での第2票の各政党の得票数に応じた（即ち、完全人口比例での）各政党への配分にいささかも影響するものではない（甲100の3頁参照）。</u></p>	
甲 65	欠番		
甲 66 の 1	<p>米国ペンシルベニア州中部地区連邦地裁 2002年2月22日判決（Vieth外1名対ペンシルベニア州）／ 米国連邦地方裁判所（ペンシルベニア州中部地区）／2002年2月22日／写し</p>	<p>本件は、2002年1月7日付シュワイカー知事が署名した（ペンシルバニア州選挙区割りに関するペンシルバニア州上院1200（Act 1/法律1号）の立法に関するものである。</p> <p>2000年国税調査の結果によれば、ペンシルベニア州の人口は12,281,054人であった。この人口を19の連邦下院議員選挙区で等分すると、選挙区当り646,371人又は646,372人となる。</p> <p>しかしながら、Act 1（法律1号）によれば、第7選挙区の人口は、646,380人であり、第1、第2又は第7選挙区の人口は、それぞれ646,361人となる。</p> <p>同判決は、原告の法律1号に基づく選挙区割りは、連邦憲法1条の1人1票の原則違反であるとの請求を容認した、等。</p>	54 55
甲 66 の 2	<p>米国ペンシルベニア州中部地区連邦地裁 2003年判決（Vieth外2名対ペンシルベニア州）／米国連邦地</p>	<p>米国ペンシルベニア州中部地区連邦地裁は、2002年4月8日、多数意見で、「Act 1（法律1号）は一人一票の法理を侵害し、一人一票の実現を妨げた」と述べ（Vieth v. ペンシルベニア州 195 F. Supp. 2d 672 (M.D. Pa. 2002)米国連邦地裁判例集参照）、更に、ペンシルベニア州議会に対し、以内</p>	54 55

	<p>方裁判所（ペンシルベニア州中部地区） ／2003年／写し</p>	<p>に Act 1（法律 1 号）の憲法違反を解消するための改正法案（a plan）を提出するために、3 週間を付与した。</p> <p>Act 34（法律 34 号）は、一人一票原則からの乖離・零の米国連邦下院議員選挙区割りプランである。即ち、選挙区間の人口較差は、1 人である。</p> <p>「ペンシルベニア州の人口は 19 の選挙区に等しく分割し得ない」との現実を所与とすると、当該「人口較差・1 人」は、「最小の差異」である。</p>	
<p>甲 67 の 1</p>	<p>Egolf v. Duran, No. D-101-cv-201102942 事実認定及び法の適用・確定（Findings of Fact And Conclusions of Law）／米国ニューメキシコ State 地方裁判所／2011 年 12 月 29 日／写し</p>	<p>① 憲法 47 条の「選挙に関する事項」に関する二分論が、米国の裁判所において実際に行われている一例。</p> <p>② ニューメキシコ State（正しい和訳は、国。）の連邦下院議員の再選挙区割りの設定に関する本事案において、ニューメキシコ State 地方裁判所は、概要、下記(1)の事実認定及び下記(2)の法の適用をした。</p> <p>(1)【裁判所が認定した事実（概要）】</p> <p>ア 2010 年の国勢調査（事実認定 1）の結果、連邦下院議員の定数 3 を有するニューメキシコ State（州／国。）（総人口：2,059,179 人）の 3 つの選挙区において、理想的人口（686,393 人）から-3.27%～+2.26%の人口偏差が生じたことが明らかとなった（事実認定 3～5）。</p> <p>イ 本裁判において、下記①～③の 3 つの再区割り案が提出された。各区割り案における選挙区間の人口差は以下のとおりであった（事実認定 11～14）。</p> <p>① 合同案（第 1 案）の人口差：54 人 ② LULAC 案（第 1 案）の人口差：112 人 ③ Maestas 案の人口差：ゼロ</p> <p>ウ 裁判所は、①案及び②案を提出した原告らに対し、再度、10 日間で（事実認定 42）、「人口偏差ゼロを達成するために、投票区を分割する」選挙区割り案を提出する機会を与え（事実認定 41）、最終的に裁判所に提出された修正①案、修正②案、③案は、「3選挙区全てで人口差ゼロ」の区割り案となった（法の適用・確定 9）。</p>	<p>55</p>

		<p>(2) 【裁判所が適用した法（概要）】</p> <p>裁判所は、連邦最高裁判例が示す「1人1票」の要請を一次的な基準とし（法の適用・確定 3～6）、2原告に人口偏差ゼロとなる区割り案を再提出させ（事実認定 41）、人口比例以外の二次的な基準として、利益共同体、民族性、地理等の要素についても考慮した上で（法の適用・確定 28）、修正①案（人口差ゼロ）を採択した（法の適用・確定 28）。</p> <p>③ 米国では、裁判所が、選挙区割修正案の再提出期限を30日以内等とし、それが議会によって遵守されている（①本事案では10日以内。また、②ペンシルバニア州裁判所は、2002年の事案において、選挙区割り修正案の再提出期限を命令から3週間以内と定めた。</p>	
甲 67 の 2	<p>Egolf v. Duran, No. D-101-cv-201102942 判決及び最終命令 (Judgment And Final Order) / 米国ニューメキシコ State 地方裁判所 / 2012年1月9日 / 写し</p>	<p>2010年国勢調査に基づく連邦下院議員選挙区の再区割りにつき、ニューメキシコ State（正しい和訳は、国。）地方裁判所は、定数 3 の 3 選挙区の選挙区割りにおいて、選挙区間の人口差がゼロである修正①案を採択した。</p>	55
甲 68	<p>（フロリダ州連邦下院議員）選挙区要約統計 / （出典）フロリダ州公式ウェブサイト URL : https://www.flsenate.gov/PublishedContent/Session/Redistricting/Plans/h000c9057/h000c9057_op_sum.pdf / 2014年8月7日 / 写し</p>	<p>① 2010年の国勢調査に基づくフロリダ State の連邦下院議員選挙再区画（定数 27）においては、22 の選挙区の人口が 696,345 人、5 選挙区の人口が 696,344 人であり、選挙区間の人口較差は 1 人である。</p> <p>② 尚、同フロリダ State の 2022 年の連邦下院議員選挙区割をみると、定数 28 のうち、25 の選挙区の人口は、全て 769,221 人であり、2 選挙区の人口は、769,220 人、そして残余の 1 選挙区の人口は、769,222 人である。 すなわち、その全 28 選挙区の間の最大人口較差は、僅か 2 人（2 人 = 769,222 人 - 769,220 人）である（参考資</p>	54 51

		料：フロリダ州ウェブサイト https://www.floridaredistricting.gov/pages/submitted-plans 。	
甲 69	欠番		
甲 70	Wikipedia「2022年フランス大統領選挙」(1/5頁) / Wikipedia / 2024年11月11日 / 写し	2022年仏国大統領選挙(完全人口比例選挙)(但し、2023年改正により、完全人口比例選挙)の投票率が73.69%であったこと。	43
甲 71	Wikipedia「2024年イギリス総選挙」(1/21頁) / Wikipedia / 2024年11月11日 / 写し	2024年英国議会議員選挙(概ね人口比例選挙)の投票率が59.9%であったこと。	43
甲 72	日本経済新聞(電子版)記事「米大統領選、投票率65%で戦後2位の高さ」 / 2024年11月8日 / 日本経済新聞社 / 写し	2024年米連邦大統領選挙(概ね人口比例選挙)投票率が64.52%であったこと。	43
甲 73	Wikipedia「2022年大韓民国大統領選挙」(1/11頁) / Wikipedia / 2024年11月11日 / 写し	2022年韓国大統領選挙(完全人口比例選挙)の投票率が77.1%であったこと。	44
甲 74	欠番		
甲 75	Wikipedia「第50回衆議院議員総選挙」(1/36頁) / 2024年11月11日 / Wikipedia / 写し	① 2024年日本・衆院選(較差2.06倍の非人口比例選挙)の投票率が53.85%であったこと。 ② 衆院選(小選挙区)が、非人口比例選挙(選挙日で、較差:1:2.06)であるため、衆院選(小選挙区)で、自民公明(与党)の得票率は、小選挙区で、合計39.80%(=38.46%〈自民〉+1.35%〈公明〉); 比例代表で、合計で37.67%(=26.73%〈自民〉+10.93%〈公明〉)でしかないのに、自民公明(与党)の獲得議席は、小選挙区と比例代表の合計で、46.2%(=215/465=41.1%〈自民: =191/465〉+5.2%〈公明: =24/465〉)である(甲75 15/36頁)。 2024年衆院選について言えば、上記データより、【日	44 48

		本が、国会議員主権国家であって、国民主権国家でないこと】が証明される。	
甲 76	米国連邦最高裁判決 1983年6月22日 (Karcher v. Daggett) / 米国最高裁判例集 462 U.S.725(1983) / 写し	米国連邦最高裁は、1983年、米国下院議員選挙に関し、 1票対0.9930票の選挙権価値の不平等 （ニュージャージー州の第4区の人口：527,472人〈最大〉；同州の第6区の人口：523,798人〈最小〉。両選挙区の人口差：3,674人(=527,472-523,798)。同第4区の選挙権の価値を1票とすると、同第6区の選挙権の価値は、0.9930票(=523,793÷527,472)を定めるニュージャージー州選挙法を 違憲・無効 とした。 米国連邦最高裁は、 区割り法を争う選挙人は、まず最初に、該当の選挙区間の人口較差が、均一な人口の選挙区にしようとする誠実な努力によって、減少若しくは排除可能であったことの立証責任を負い、「選挙人」がこの立証責任を果たせば、次に、州が、選挙区間の有意の人口較差は、適法な目標を達成するために必要であったことの立証責任を負う 旨判示した、等。	70
甲 77	福岡高裁平成25年3月18日判決 / 西謙二裁判長、足立正佳裁判官、島田正人裁判官 / D1-Law #28220627 / 写し	① 同高裁は、平成24年12月16日の衆議院（小選挙区選出）議員選挙を、 違憲状態 と判決した。 ② 同高裁が、憲法の「人口比例選挙」の要求を判示した。 ③ 同高裁は、『人口比例選挙からの乖離を生ぜしめた、立法裁量権の行使に合理性があることの『立証責任』は、 国にある 』旨明言した、等。	67 68
甲 78	東京高裁平成25年3月6日判決 / 難波孝一裁判長、中山顕裕裁判官、野口忠彦裁判官 / 判例時報 2184号10頁 / 写し	① 同高裁は、平成24年12月16日の衆議院（小選挙区選出）議員選挙を、 違憲・違法 と判決した。 ② 同高裁が、憲法の「人口比例選挙」の要求を判示した。 ③ 同高裁は、『 現実に投票価値の不平等の結果が生じる場合には、国会が正当に考慮することのできる重要な政策的目的ないしは理由に基づく結果として合理的に是認することができるものでなければならず、かかる合理性を基礎付ける事実は、被告において立証しなければならない 』（強調 引用者）と判示した（判時2184号10頁）。 なお、同判示は、判例時報2184号5頁において、『 本判決の特徴は、・・・立証責任の所在について言及した点・・・などであろう 』（強調 引用者）と解説されている、等。	67 68
甲 79	大阪高裁平成25年3月26日判決 / 小	① 同高裁は、平成24年12月16日の衆議院（小選挙区選出）議員選挙を、 違憲・違法 と判決した。	68

	松一雄裁判長、遠藤曜子裁判官、平井健一郎裁判官／D1-Law#28262505 9/11 頁／写し	② 同高裁は、「そこで、本件選挙時における本件区割規定の合憲性について検討するに、被告らは、この点に関し何らの 主張立証をしない。 」(強調 引用者)と判示した、等。	
甲 80	ウィキペディア 「2025年ドイツ連邦議会選挙」(1/10 頁)／2025年3月20日／Wikipedia／写し	2025年ドイツ連邦議会議員選挙(議員内閣制・完全人口比例選挙)の投票率が83%であったこと(甲64、甲100)	43
甲 81	ウィキペディア 「第26回参議院議員通常選挙」(1,19～20/36 頁)／2025年3月26日／Wikipedia／写し	2022年参院選(選挙区)が、非人口比例選挙(選挙日で、較差:1:3.03)であるため、参院選(選挙区)で、自民公明(与党)の得票率は、選挙区で、合計45.51%(=38.74%〈自民〉+6.77%〈公明〉)であり、比例代表で、合計46.09%(=34.43%〈自民〉+11.66%〈公明〉)でしかないのに、自民公明(与党)の獲得議席は、選挙区と比例代表の合計で、60.8%(=76/125=50.4%〈自民: =63/125〉+10.4%〈公明: =13/125〉)である(甲81 19/36～20/36 頁)。 2022年参院選について言えば、上記データより、【日本が、国会議員主権国家であって、国民主権国家でないこと】が証明される。	49
甲 82 の1	2024.12.22日経朝刊5面「風見鶏」8段(地曳航也記者の署名記事〈石破首相所信表明演説の引用〉)／写し	全世界のGDPの中の日本のシェアは、1995年に、17.6%であったところ2023年に、4.0%に激減している。	38
甲 82 の2	「選択する未来」「第3章人口・経済・地位社会をめぐる現状と課題」 「第2説 経済をめぐる現状と課題」 「Q15 世界の中の日本経済の位置づけはど	同上	38

	のようになっていますか。」／内閣府ウェブサイト／平成 27 年 10 月／写し		
甲 82 の 3	「主要経済指標」／外務省経済局国際経済課／2024 年 11 月／写し	同上	38
甲 83	福岡高裁平成 23 年 1 月 28 日判決／廣田民生裁判長、高橋亮介裁判官、塚原聡裁判官／判例タイムズ 1346 号 130 頁／判例タイムズ社／写し	同判決は『憲法は人口比例選挙を要求している』旨判示した、等。	67
甲 84	名古屋高裁金沢支部平成 25 年 3 月 18 日判決／市川正巳裁判長、藤井聖悟裁判官、小川紀代子裁判官／裁判所ウェブサイト掲載判例／13 頁／写し	同判決は『憲法は人口比例選挙を要求している』旨判示した、等。	67
甲 85	広島高裁岡山支部平成 25 年 3 月 26 日判決／片野悟好裁判長、檜皮高弘裁判官、濱谷由紀裁判官／裁判所ウェブサイト、D1-Law #28211176／写し	① 同高裁は、平成 24 年 12 月 16 日の衆議院（小選挙区選出）議員選挙を、 違憲・無効 と判決した。 ② 同判決は、憲法の「人口比例選挙」の要求を判示した、等。	67
甲 86	広島高裁岡山支部平成 25 年 11 月 28 日判決／片野悟好裁判長、濱谷由紀裁判官、山本万起子裁判官／裁判所ウェブサイト、D1-Law #28214248／写し	① 同高裁は、平成 25 年 7 月 21 日の参議院（選挙区選出）議員選挙を、 違憲・無効 と判決した。 ② 同判決は、憲法の「人口比例選挙」の要求を判示した、等。	67

甲 87	福岡高裁平成 27 年 3 月 25 日判決／高野裕裁判長、吉村美夏子裁判官、上田洋幸判官／判例時報 2268 号 23 頁／写し	① 同高裁は、平成 26 年 12 月 14 日の衆議院（小選挙区選出）議員選挙を、 違憲・違法 と判決したこと。 ② 同判決は『憲法は人口比例選挙を要求している』旨判示した、等。	67
甲 88	福岡高裁那覇支部平成 25 年 3 月 26 日判決／今泉秀和裁判長、岡田紀彦裁判官、並河浩二裁判官／D1-Law#28220585 7/9 頁／写し	① 同高裁は、平成 24 年 12 月 16 日の衆議院（小選挙区選出）議員選挙を、 違憲・違法 と判決したこと。 ② 同高裁が、「事柄の性質上合理的期間が経過していないことについては、その根拠となる事実関係について被告側で主張立証すべきものというべきである。」（強調引用者）と判示した、等。	67 68
甲 89	広島高裁平成 25 年 3 月 25 日判決／笹津順子裁判長、井上秀雄裁判官、絹川泰毅裁判官／判例時報 2185 号 36 頁／写し	① 同高裁は、平成 24 年 12 月 16 日の衆議院（小選挙区選出）議員選挙を、 違憲・無効 と判決した。 ② 同高裁が、【『合理的期間』の未経過】について、国が立証責任を負う旨判示した（47 頁）、等。	67 68
甲 90	欠番		
甲 91	毛利透 京都大学教授 「憲法訴訟の実践と理解【第 9 回】－投票価値較差訴訟の現状と課題－」判時 2354 号 140 頁（甲 145）／写し	同教授が、 「二 合理的期間論の妥当性 最高裁の意図は、今までのところ成功しているといえよう。平成 23 年判決以来、違憲判決ではなく違憲状態判決を繰り返すことで、国会は較差是正の措置を漸進的にとってきたといえるであろう。2017 年総選挙についても、仮に違憲状態との判断がなされるとしても、実際に選挙区割りを見直して較差を縮小している以上、その立法裁量権の行使が司法の判断の趣旨を踏まえていないとされる可能性はほとんどないと思われる。 ただ、違憲状態判決が、実質的には国会に法改正の責務を負わせるという違憲判決の効力をもちつつ、形式的には違憲ではないとされるというヌエ的存在であることは否定できない。そして、合理的期間論も、国会の行動の法的評価を内容とすることにより、もはや「期間」という時間的な要素を大幅に失っている。このことを如実に示すのが、平成 25 年判決や平成 27 年判決が合理的期間内かどうかの判断において、訴訟の対象となった選挙以後の国会の取組みをも考慮に入れていることである。選挙が一定の「期間」内に行われたかどうかを判断	72

		<p>するのに、この選挙後の事情も考慮されるのである。この点につき、平成 27 年判決の千葉補足意見は、選挙後の国会の取組みは「対象となる選挙時点での立法府の較差是正に対する真摯な姿勢を推測させるいわば事後的・不可（マ）的事情」として言及されていると説明している⁽²⁵⁾。おそらく適切な説明であろう。しかし、「姿勢」を論じるのに「期間」という語を使うことには、根本的な齟齬があると感じざるを得ない⁽²⁶⁾。</p> <p>最高裁の努力により、確かに「司法部と立法府との……緊張感を伴う相互作用」「実効性のあるキャッチボール⁽²⁷⁾」がかなりの程度実現してきたとはいえる。しかし、そのために最高裁の憲法論にもかなりの負荷がかかっている。中選挙区制時代に構築された判断枠組みを、今後とも、その内実を変容させつつ用いつづけることが果たして妥当なのか、再考すべき時期が近づいているようにも感じられる。」（強調 引用者）</p> <p>(25) 民集 69 卷 7 号 2065 頁。</p> <p>(26) 篠原・前掲注⁽²³⁾ 126 頁は、合理的期間の判断の「ブラックボックス」化の危険を指摘する。高見勝利・世界 853 号 128 頁、135 頁（2014）は、最高裁の判断枠組みは「「違憲状態」が無限に継続する事態をも容認しうる」と指摘する。直接には参議院の判決についての論述であるが、櫻井智章・甲南法学 53 卷 4 号 507 頁、529～30 頁（2013）も参照。</p> <p>(27) 平成 27 年判決の千葉補足意見（民集 69 卷 7 号 2072 頁）。これに対し、佐々木雅寿「衆議院小選挙区制の下での最高裁と国会との継続的対話」『憲法の基底と憲法論 高見勝利先生古稀記念』755 頁（2015）は、最高裁と国会の対話において、最高裁のメッセージが必ずしも「明確な内容」となっていないと指摘する（780 頁）。しかし、最高裁はむしろあえて不明確な判決を示すことで国会との対話を試みようとしているのではなかろうか。このようなスタンスを維持しつづけるべきかどうか、またそれが可能かどうか問われるように思われる。</p> <p>と記述される、等。</p>	
甲 92	<p>工藤達朗中央大学教授 「衆議院議員選挙と投票価値の平等」判時 2838 号 135 頁／写し</p>	<p>同論文が、 「私自身は、合理的期間論には疑問があり、違憲状態であれば違憲判決を下すべきだと考えるが、違憲と無効を切り離れた違憲宣言（違憲確認）判決は、平等や社会権に関する判決手法として有用だと考えている。」（135 頁）</p> <p>「さらに、このような原告の論理では、直接民主制こそが「本来の」「真の」民主制で、代表民主制はいわば「次善の策」として採用されたものにすぎないことになる。現在の通説がどのように考えているかはよくわからない。だが、直接民主制の代替物（次善の策）として代表民主制を採用するのであれば、命令委任が認められなければならない</p>	73

		<p>い。そうでなければ、主権者である国民の意思と代表者の意思が乖離してしまうからである。しかし、国会議員は全国民の代表であるとする憲法 43 条は、自由委任の原則（命令委任の禁止）を定めたとするのが最高裁の一貫した判例であり、通説である。自由委任の原則が認められる限り、完全な人口比例原則に基づいて国会議員が選出されても、国民の多数意見と国会議員の多数意見が異なる可能性がある。逆にいえば、もし両者の意見が常に一致するのであれば、選挙以外に国民の意思を問うこと（例えば、憲法改正国民投票）は不要であろう。</p> <p>原告が投票価値の平等の根拠として憲法 14 条 1 項をあげない理由としては、緩やかな基準で区別の合理性が広く認められ、立法裁量を限定できないというのだろう⁽⁴⁾。客観的法原則としての人口比例原則を根拠にすれば、投票価値が完全に同一であると主張しやすいというのはわからないではない。昭和 51 年判決も、「選挙における投票という国民の国政参加の最も基本的な場面においては、国民は原則として完全に同等視される」とか、「憲法 14 条 1 項に定める法の下での平等は、選挙に関しては、国民はすべて政治的価値において平等であるべきであるとする徹底した平等化を志向するもの」と述べていたが、実際のところごく最近まで選挙権に関して厳格度が増していたようには見えなかったからである。ただし、最近の最高裁判決を見ると、憲法 14 条 1 項を根拠としてより厳格な審査を行う可能性も残されているように思われる⁽⁵⁾。」(132 頁)</p> <p>と記述すること、等。</p>	
<p>甲 93 の 2</p>	<p>安念潤司中央大学教授 「いわゆる定数訴訟について（四）」成蹊法学第 27 号（1988 年）168～169 頁／写し</p>	<p>同教授は、</p> <p>「 結局筆者は、現段階では、合理的期間論には与し難いというほかはない。その理由は、これまでの叙述のうち自ずから尽きていると思われるが、要するに、客観的に憲法の何らかの条項に反しているにもかかわらず、なお違憲ではないという法律構成には理論的な基礎づけが欠けていると判断せざるを得ないからである。したがって、法律は、その規範内容が憲法の規範内容に客観的に抵触していれば、その抵触状態が原始的であるにせよ後発的であるにせよ、当然に憲法に違反する。立法者の立法義務、ないしは、いつ立法を行うかについての裁量権なるものを観念することはもとより可能であるが、それは何らかの意味での「責任」の分野に属する事柄であって、客観的な違憲状態の存否とは分離して考えるべきであろう。定数配分規定に即していえば、それが憲法の選挙権の平等の要求に反するに至った時点で、当然に違憲となるので</p>	<p>73</p>

		ある。」(強調 引用者) と述べ「合理的期間論」に 否定的である 。	
甲 94	只野雅人 一橋大学教授 「議員定数不均衡と改正の合理的期間」憲法判例百選Ⅱ325頁) / 写し	同論文が、 「(4) 合理的是正期間をめぐってはつとに、「 違憲の主観化 」との評価があり、「客観的に違憲な法律状態を是正するための、立法者の主観的な立法義務が存在することをもって『違憲』の定義とする思考法」に行き着くことになるのではないかと指摘があった(安念潤司「いわゆる定数訴訟について(4)」成蹊法学 27号 167頁)。「期間の長短」以外にも執られるべき立法措置をめぐる諸般の事情を考慮する判断手法は、かかる見立ての正しさを例証しているように思われる。加えて評価の観点には、「司法の判断を踏まえた」ものかどうかも含まれる。 合理的是正期間をめぐるとは、違憲状態の主観化にとどまらず、「国会と最高裁の間の継続的な相互作用の場」 (宍戸常寿「一票の較差をめぐる『違憲審査のゲーム』」論ジュリ 1号 48頁)と化している。」(強調 引用者) と記述する、等。	73
甲 95	安西文雄 九州大学教授 「158 一人別枠方式の合理性」憲法判例百選Ⅱ〔第6版〕339頁(甲 125) / 写し	同論文が、 「 3 合理的期間論について 最高裁が合理的期間論を語る場合、これまでの例では人口の増減との対応関係においてなされてきた。較差が許容限度を超えてから合理的期間がはじまるが、学説においては、その期間はおよそ5年と理解されてきた。 しかし本件の場合、その合理的期間はこれまでのように人口の増減との関連で考えられるものではない。平成19年判決が投票価値の平等の要求に反する程度に至っていないとしていたので、直ちに違憲判断に至るのではなく、国会の法律改正措置を促すべくワン・ステップを入れた、という意味のものであろう。換言すれば、まずは違憲状態の判決を下し、それでも国会が対応しないときにはじめて違憲・事情判決によるという伝統的な作法に従ったものと思われる。 それにしても、激変緩和措置につき一定の期間を認め、そのあとさらに合理的期間というのは、 冗長にすぎないか、二重の糖衣ではないか 、との感を否めない。」(強調 引用者) と記述する、等。	73
甲 96	原田一明 立教大学教授 「衆議院定数不均衡大法院判決」最高裁平成30年12月19日大法院判決」法学教室 Apr. 2019 131頁 / 写し	同論文が、 「しかし、 立法内容の憲法適合性審査に際して、国会の努力という主観的要素 に重きをおいて裁量権の当否を判断することが 果して妥当なのか 、まずは、選挙区間の 人口較差が国民の権利を侵害しないとする理由が厳しく問われるべきとの批判 は本件 多数意見 に対しても妥当するように思われる(泉・後掲 174-175頁、林裁判官の意見、鬼丸裁判官の反対意見も参照)。」(強調 引用者) と記述すること、等。	73

甲 97	<p>浅野博宜神戸大学教授</p> <p>「合理的期間論の可能性」『憲法理論とその展開』180頁（信山社、2017年）／写し</p>	<p>同教授が、</p> <p>「<u>しかし、本稿は、合理的期間論を違憲警告として用いるのであれば、合理的期間を経過したと判断した場合は、公選法について無効判決を下すこととし（選挙については事情判決を行う）、そのような判断の効果として、判決以降は当該公選法によっては選挙を実施できなくなる（つまり、そのままでは次回選挙を実施できなくなる）と解することが、より目的に対して適合的ではないかと考える。</u></p> <p>これは、違憲警告という論理に素直な考え方である。違憲警告は、憲法に違反していれば無効が原則であるところを、国会自らが公選法を改正することが望ましいことを理由に、まずは違憲状態判決を行うというのであるから、国会がそれに従わないというのであれば、原則に帰って公選法を違憲無効と判断することになるはずである。」（強調 引用者）</p> <p>と記述すること、等。</p>	73
甲 98	欠番		
甲 99	<p>中曾久雄愛媛大学教育学部准教授「参議院選挙と投票価値の較差—仙台高裁令和4年11月1日判決の検討」／法学館憲法研究所ウェブサイト／写し</p>	<p>同論文が、</p> <p>「投票価値の平等は、必然的に人口比例選挙を要求するものである。…(略)…選挙権が議会制民主主義の根幹をなすこと⁵、現実的には参議院と衆議院の選挙制度は同質となり、衆議院では人口較差が2倍未満となっていること⁶、国政での参議院の政治的比重が増していること⁷、を踏まえると、(I)～(III)の主張が明示するように、参議院においても、衆議院と同様に、少なくとも、その最大較差は2倍未満に抑えられるべきであろう（もちろん、可能な限り、1対1に近づけるべきでる⁸）。ゆえに、本件のように最大較差が3倍を超えれば、それは端的に違憲と言うべきであろう。」（強調 引用者）</p> <p>と記述する。</p>	60
甲 100	<p>升永英俊「【ドイツ連邦議会議員選挙/完全人口比例選挙】」「特別寄稿「人口比例選挙請求訴訟の目的・現状・展望」ほか」1～7頁／2024年7月12日／法学館憲法研究所ウェブサイト https://www.jicl.jp/articles/opinion_20240329.html／写し</p>	<p>ドイツ連邦議会は、各政党所属の630人の議員から構成される。選挙人が各政党宛に投票する第2票の得票よって、完全人口比例により全630議席の各政党への配分が決定される。</p>	40 43 55

<p>甲 101</p>	<p>高作正博関西大学教授 「公職選挙法 14 条、別表第 3 の参議院（選挙区選出）議員の議原定数配分規定の合憲性」判時 2265 号（判例評論 680 号 6）136 頁）／写し</p>	<p>同論文が、</p> <p>「 第二に、国会の裁量判断が相当であったかについて、立法過程に立ち入って判断が為されている点である。選挙制度の仕組み自体の見直しには相応の時間を要し、諸々の手続や作業が必要であるが、本件では、①基準日から本件選挙までの期間は「約九か月にとどまる」こと、②「改革の方向性に係る各会派等の意見は区々に分かれて集約されない状況にあったこと」、③基準日から本件選挙までの間に平成二四年改正が成立し、本件選挙後も検討が行われてきていることから、「国会の裁量権の限界を超えるものということはいかなる場合にもできない」と判断された。制度の見直しに要する協議・調整・時間等を重視し、平成二四年大法廷判決後の対応を「高く評価されるべき」（千葉勝美裁判官の補足意見参照）とする態度は、「憲法秩序の下における司法権と立法権との関係」からは適切なものと映るのかもしれない。しかし、<u>検討さえ続けていけば、暫定的措置と抜本的改革の先送りを繰り返すものであっても違憲とは評価されないこととなり、格差是正は実現され得ない。制度の仕組み自体の見直しが必要とならなければ、国会の裁量権を超えるものと解すべきであろう（大橋正春裁判官の反対意見）。</u>また、本判決で、「本件選挙後」の検討が合理的期間を経過していない事情として考慮されている点にも違和感が残る。選挙時点での違憲性を検討すべき判断において、選挙後の事情を考慮すべきではなかったのではないか。千葉勝美裁判官の補足意見は、国会における「較差是正の姿勢」の裏付けとなる「間接的な事情として参酌される」と指摘する。取消訴訟における違憲判断の基準時については処分時説が判例・多数説である（高田敏編『新版行政法』（有斐閣、二〇〇九年）二九四頁参照）<u>ことと比較すると、投票価値の平等を後退させるほどに重視すべき用途とは考えられない。</u></p> <p>四 本判決後に引き継がれる課題</p> <p>本判決（平成 26 年大法廷判決（参 引用者 注）は、選挙制度の仕組み自体の見直しを強く求める判断を示した（【判旨】④）。千葉勝美裁判官の補足意見が指摘するように、これは、「単なる注意喚起ではなく」、国会に対して「憲法上の責務を合理的期間内に果たすべきことを求めたもの」であり、違憲状態の指摘から合理的期間内での是正義務へと踏み込んだものといえる。これは、次回の選挙の際に格差是正が為されない場合に、さらに一步踏み込む予示として理解されうる。また、違憲とした後の選挙の有効性については、事情判決の法理の再検討が不可欠となる。」（強調 引用者）</p> <p>と記述すること、等。</p>	<p>73</p>
<p>甲 102</p>	<p>寺本昌広『逐条解説新しい信託法〔補訂版〕』118 頁／東京地方裁判所判事 前法務</p>	<p>同書は、下記のとおり記述する。</p> <p>「第 30 条は、受託者の忠実義務、すなわち、受託者は自己の利益のためではなく受益者の利益のために信託事務の処理その他の行為をすべき義務を負うことに関す</p>	<p>23</p>

	省民事局参事官／商事 法務 2008／写し	る 一般規定 である」(強調 引用者)	
甲 103	編著者 村松秀樹法務 省民事局総務課長 著 者 富澤賢一郎、鈴木 秀昭、三木原聡『概説 信託法』103 頁 (金融 財政事情研究会 2023 年) /写し	同書は、下記の通り記述する。 「 [20] 忠実義務 1 総論 受託者は、受益者のために信託財産に属する財産 の管理・処分をはじめとする信託事務を処理する者 であるから、信託事務処理のその他の行為をするに 当たって、 <u>受益者の利益を犠牲にして、自己又はそ の利害関係人の利益を図ることが禁止される。</u> (略) 2 忠実義務に関する一般規定 受託者は、受益者のため 忠実に 信託事務の処理そ の他の行為をしなければならない (30 条)。 忠実義務 は、 受託者が負う各種の義務の中でも極 めて重要な義務 であるから、 受託者が忠実義務を負 うこと については、法文上、明確にされていること が望ましいと考えられる ² 。そこで、信託法において は、 <u>受託者の忠実義務に関する一般規定³を置いて いる。</u> 」(強調 引用者)	23
甲 104	法務省民事局参事官 佐藤哲治 [編著] 『Q&A 信託法』144 頁 (ぎょうせい 2007 年) /写し	同書は、下記の通り記述する。 「 第 2 節 受託者義務等 (第 29 条～第 39 条) (略) ② 忠実義務 <u>自己の利益ではなく、受益者の利益のために行動す べき義務</u> (法第 30 条)」(強調 引用者)	24
甲 105	沖野眞已 東京大学大 学院法学政治学研究 科教授 法務事務官 (法務省民事局総務 課法務専門職 (法務 専門官))・法務省民 事局付 (2002-2004 年) (道垣内弘人編 『条解 信託法』196	同書は、下記のとおり記述する。 「第 5 に、以上にまたがるものであるが、 <u>受託者の主 観面において、受託者が、受益者の利益ではなく自己 や第三者の利益を図る目的で行う行為は——代理で あれば代理人の権利濫用行為となる——、30 条の忠 実義務に反する行為となる。</u> 」(強調 引用者)	24

	頁 (弘文堂 2017)) / 写し		
甲 106	監修 新井誠 筑波大学 法科大学院教授『コ ンメンタール信託 法』121、124 頁 (ぎょうせい 平成 20 年) (木村仁関西 学院大学法学部教授 執筆) / 写し	同書は、下記の通り記述する。 「(忠実義務) 第 30 条 受託者は、受益者のため忠実に信託事務の 処理その他の行為をしなければならない。 (略) 2 忠実義務の一般規定 信託においては、信託財産の所有権が受託者に移転 し、受託者がその権限を濫用して、自らの利益を図る 危険性が高いため、新法 30 条において、 受託者は、 自らの利益のためではなく、受益者の利益のための み信託事務の処理を行うべきことが一般的に定めら れた。 これは単なる訓示規定ではなく、効力規定と解 される。」(強調 引用者)	25
甲 107	内藤光博 専修大学教 授「154 議員定数 不均衡と改正の合理 的期間」判例百選Ⅱ 〔第 6 版〕331 頁/ 写し	同論文が、 「4 検討 以上見てきたように、「合理的期間の法理」は、判例によ り形成され、学説でも一般的に受け入れられてきている。国会 の法律改正のために「合理的期間」を要するという論理 は、一見、議員定数に関する立法裁量(憲 43 条 2 項)に求 められるように見えるが、 その不明確性の故に憲法学上大 きな問題があると思われる (この点に関する詳細な検証に ついては、安念・後掲「いわゆる定数訴訟について」参照)。 第 1 に 、「合理的期間の法理」では、そもそも何故に国会 が定数是正を行うために「憲法上要求される合理的期間」が 認められるかという 憲法論的な根拠が不明確 である。すな わち、 憲法条項に違反する法令が、なぜ直ちに違憲無効とな らないのかという原理的論点、そして「憲法上要求される」 とする憲法上の根拠に関する憲法論的論証が欠如している のである。通常の違憲判断に従えば、法令が違憲の状態に転 化した時点で違憲無効となるのではなく、その法令に基づ いて何らかの法的効果が生じたとき、すなわち公職選挙法 の定数不均衡の規定についていえば、その規定に基づき 選 挙が施行され選挙権の不平等がもたらされた時点で違憲無 効と判断されるもの と考えられる。 第 2 に 、違憲審査基準としての妥当性に関わる問題であ る。判例では、 そもそも投票価値の平等についての基準自体 が明確にされていない のであるから(判例では衆議院では 最大較差 1 対 3 未満、参議院では 1 対 6 未満で合憲として いると推測されるが、明確な基準はこれまで示されていな い。学説では、1 対 2 未満を合憲とする見解が有力である)、 どの時点で違憲状態が発生したか確定できないことになる。 つまり「合理的期間」の起算点を特定することはそもそも 不可能なのであるから、「合理的期間」の長さを数値化す	73

		<p>ることもできない。したがって、「合理的期間」の算定は、きわめて主観的にならざるをえない。</p> <p>選挙権は表現の自由と同様に民主主義の根幹をなす基本的な権利であることから、選挙権を侵害する法令の違憲審査には厳格な司法審査が必要であることが強調されてきた（芦部信喜『憲法学Ⅲ〔増補版〕』[2000] 65頁）。しかし、「合理的期間の法理」では、その憲法論的な根拠が不明確であり、起算点と期間の長さの基準も不明確である。したがって、「合理的期間」の基準は、不均衡の是正について、「立法者に対して合憲性の統制を強く及ぼすものではないこと」、「一定年数期間の制約があるものの、国会の裁量に委ねられることになるから、その効果は強いものではないこと」から、緩やかな審査基準といえる（戸松秀典『憲法訴訟〔第2版〕』[2008] 354頁）。</p> <p>以上見てきたところによると、「投票価値の平等」を重視する一方で、定数是正に関する国会の立法裁量を認める「合理的期間の法理」を採用する2段階審査基準は、両者の調和を図るかに見える審査基準であるが、その実、国会の広範な立法裁量の枠内で投票価値の平等に配慮するという審査基準であると考えられる。</p> <p>このような立法裁量を大幅に認める緩やかな2段階基準は、民主主義の根幹に関わる選挙権の平等に関わる違憲審査基準として妥当とはいいがたい。</p> <p>さらには、たとえ「合理的期間」の基準により違憲と判断されたとしても、これまでの判例からすると、結局は事情判決で選挙の効力が有効とされることになる。事情判決を前提とした上での「合理的期間」の基準に基づく違憲の宣言は、「違憲の警告」としての意味はあるものの、当該事件の解決に結びつかない違憲判断は、判例法として憲法秩序を形成するわけではなく、単なる裁判所の見解にとどまるものであるとすれば（戸松・前掲 355頁）、「合理的期間の法理」自体の存在価値および有用性が問われることになる。」（強調 引用者）</p> <p>と記述する、等。</p>	
甲 108	<p>篠原永明甲南大学教授「平成 24 年衆議院議員選挙における選挙区割り規定の合憲性」法学論叢 175 卷 5 号（京都大学法学会）125～126 頁／写し</p>	<p>同論文が、 「V おわりに 以上、選挙区割りの合憲性に係る判断に関する論点について、本判決の論旨を追いかけてきた。本判決は、較差の数的基準についての厳格な姿勢に加え、合理的期間の判断においても、「国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであったといえるか否か」という判断基準を設定し、従来よりも踏み込んで国会の行為態様について口を出せる門戸を開いている。確かに、この総合考慮による立法者の行為態様の相当性判断の場へと変容した合理的期間の判断において、結局は違憲判決を避けるために、考慮要素を立法者の有利に、緩やかに評価するというのであれば、「後退」の誇りは免れないだろう。しかし、理屈の上では、この判断基準を厳格に運用するという可能性も否定できない。</p>	73

		<p>結局のところ問題は、本判決に如実に表れているように、<u>総合考慮における評価・判断の不明瞭さにある。かつては違憲状態か否かの判断基準が不明確であり「ブラックボックス」であると批判されていたところであり、見方によっては、最高裁は較差の基準を厳格化させた代わりに、新たな緩衝剤の必要から、「ブラックボックス」を次の段階、すなわち合理的期間の判断に移動させただけでも言う。この相当性判断を総合考慮という「ブラックボックス」に置いたままであれば、結局は、立法者の行為態様について基準が不明確なまま厳格に統制を行い、選挙制度の形成に係る国会の権限を実質的に奪うことになるか、あるいは、国会に対する法的な統制を離れ、単なる諮問機関に自らの地位を貶めるかのいずれかであろう。合理的期間の判断を、国会の行為態様の相当性を審査するものとして今後も運用するというのであれば、判断基準の精緻化がのぞまれる。それが無理なのであれば、自身が定式化した判断枠組みの正しさを、一から問い直してみるべきであろう。」</u>(強調 引用者)</p> <p>と記述する、等。</p>	
甲 109	<p>武田芳樹山梨学院大学准教授「0増5減の改正を経た衆議院小選挙区選出議員の選挙区割規定の合憲性」新・判例解説 Watch 憲法 No.3 (日本評論社、2016.10 Vol.19) 22頁／写し</p>	<p>同論文が、 「選挙後に国会が較差是正のために行っている努力まで違憲審査の考慮要素とする手法については、「投票価値較差の合憲性を立法者の努力に大きく依存させるやり方の憲法解釈としての妥当性」を問題にする見解⁴⁾がある。選挙後に行われたいかなる取組も、選挙当時、現実に存在した較差の縮小には何ら寄与するはずがない。また、国会が較差是正に向けた取組を続ける姿勢を示すだけで、違憲判断を免れるのだとすれば、国会の真摯な対応を促すことは難しいだろう。」(下線 引用者)</p> <p>と記述すること、等。</p>	73
甲 110	<p>斉藤一久明治大学教授「2022(令和4)年参議院議員通常選挙と投票価値の平等」(新・判例解説 Watch◆憲法 No.9 日本評論社 2024.4) 46頁／写し</p>	<p>同論文は、 「衆議院・参議院議員定数不均衡訴訟においては、国会と司法の間で「対話」ないし「キャッチボール」がなされていると説明されるが¹¹⁾、2020年大法廷判決の時点で、すでに「対話」や「キャッチボール」は成立していなかったのではないだろうか¹²⁾。この点、2020年大法廷判決段階で、林景一裁判官は、同大法廷判決は2017年大法廷判決が示した『較差の更なる是正に向けての方向性と立法府の決意』を含めた総合評価を実質的には放棄して、約3倍という較差の維持自体を評価することで、この較差をいわば『底値』として容認し、あとは現状を維持して較差が再び大きく拡</p>	73

		<p>大しなければよいというメッセージを送ったものと受け取られかねない」と危惧していたが、それが本判決で現実化したといわざるを得ない。本判決の反対意見として、宇賀裁判官は、<u>本件選挙を違憲無効とすべきと指摘する。ただし、無効の効果が発生するのは、本件判決から2年後とし、その間の国会での審議などは無効判決の影響を受けないとしている。国会と最高裁の間での対話は、違憲という明確なメッセージを通じて行われる段階に入っているのではないだろうか。</u>」(強調 引用者)</p> <p>と記述する。</p>	
甲 111	<p>最大判令和 4 年 5 月 25 日 (在外邦人国民審査権確認等上告事件 令和 2 年 (行ツ) 第 255 号等 民集 76 卷 4 号 720 頁) / 写し</p>	<p>(1) 判例は、少なくとも、【憲法前文が、憲法本文の各条項の解釈基準であること】を認めている。</p> <p>(2) 同判決は、 「憲法は、前文及び1条において、主権が国民に存することを宣言し、国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動すると定めるとともに、43条1項において、国会の両議院は全国民を代表する選挙された議員でこれを組織すると定め、15条1項において、公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利であると定めて、国民に対し、主権者として、両議院の議員の選挙において投票をすることによって国の政治に参加することができる権利を保障している。」(強調 引用者)</p> <p>と説示する (民集 59 卷 7 号 2087 頁)。 即ち、同説示は、『憲法前文、1条、43条1項、15条1項が、「国民に対し、主権者として、両議院の議員の選挙において投票をすることによって国の政治に参加することができる権利を保障している。」(強調 引用者)』旨説示している。</p>	13 46
甲 112	<p>最大判平成 23 年 11 月 16 日 (覚せい剤取締法違反等事件 平成 22 年 (あ) 第</p>	<p>(1) 判例は、少なくとも、【憲法前文が、憲法本文の各条項の解釈基準であること】を認めている。</p>	14

	1196号 刑集65巻 8号1294頁) / 写 し		
甲113	最大判平成17年9月14日 (在外日本人選挙権剥奪違法確認等請求事件 平成13年(行ツ)第82号外 民集59巻7号2095~2096頁) / 写し	(1) 判例は、少なくとも、【 憲法前文 が、憲法本文の各条項の 解釈基準であること 】を認めている。 (2) 同判決は、 「憲法は、 前文 及び 1条 において、 主権 が国民に存することを宣言し、国民は 正当に選挙された国会 における代表者を通じて行動すると定めるとともに、 43条1項 において、国会の両議院は 全国民を代表する選挙された議員 でこれを組織すると定め、 15条1項 において、公務員を選定し、及びこれを罷免することは、 国民固有の権利 であると定めて、 国民に対し、主権者として、両議院の議員の選挙において投票 をすることによって 国の政治に参加することができる権利 を保障している。」(強調 引用者)	14 46
		と説示する(民集59巻7号2087頁)。 上記記載のとおり、同説示は、国民の国政選挙の 選挙権 (即ち、「国民(が)、 主権者 として、両議院の議員の 選挙 において 投票 をすることによって 国の政治に参加することができる権利 」(強調 引用者)(平成17年最大判。民集59巻7号2087頁))の行使は、国民の「 主権の行使 」と捉えている。	
甲114	最大判平成8年8月28日 (職務執行命令裁判請求事件 平成8年(行ツ)第90号 民集50巻7号1968~1969頁) / 写し	(1) 判例は、少なくとも、【 憲法前文 が、憲法本文の各条項の 解釈基準であること 】を認めている。	15
甲115	最大判昭和44年4月2日 (国家公務員法違反等事件 昭和41年(あ)第1129	同上。	16

	号 刑集 23 卷 5 号 693、699 頁) / 写 し		
甲 116	最大判昭和 34 年 12 月 16 日 (日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約 3 条に基づく行政協定に伴う刑事協定に伴う刑事特別法違反被告事件 昭和 34 年 (あ) 第 710 号 刑集 13 卷 13 号 3231 ~ 3237 頁) / 写し	同上。	17
甲 117	最大判昭和 25 年 10 月 25 日 (強盗被告事件 昭和 24 年新 (れ) 第 301 号 刑集 4 卷 10 号 2168 頁) / 写し	同上。	19
甲 118	東京中日新聞社説 「1 票の格差判決 「2 倍」常態化させるな」 / 2025 (令和 7) 年 9 月 30 / 写し	同社説が、 ① 「「1 票の格差」が最大 2・06 倍だった昨年 10 月の衆院選を巡り、最高裁は「合憲」と判断した。格差是正を目指した国会の選挙制度改革を「合理性がある」と評価したが、 依然として格差 2 倍超の不平等が残る。民意を政治に的確に反映する選挙制度とは言えまい。 」 (強調 引用者) ② 「しかし、2・06 倍という格差は 鳥取 1 区の有権者が持つ 1 票 に対し、 北海道 3 区の有権者は 0・49 票 しか持たない計算となる。」 (強調 引用者) ③ 「「2 倍未満」という 現行基準が法の下での平等を掲げる憲法 の精神からいかにかけ離れているか、常に問い続ける必要がある。」 (強調 引用者)	

		<p>④「先進7カ国（G7）では米国や英国、ドイツなどが日本よりもかなり高水準で「1票の平等」を実現している。米最高裁は64年に「1人1票の原則」を打ち出し、「市民の投票権がおとしめられれば、市民は市民でなくなる」と判示した。」 （強調 引用者）</p> <p>⑤「主権者である国民は投票を通じて政治に意思を反映するが、1票の重みに違いが生じた選挙制度では、投票意思が正しく議席数に反映されているとは言い難い。そうした制度の欠陥を放置することは国民を軽んじているに等しい。」（強調 引用者）</p> <p>⑥「投票価値の平等は民主主義の大前提だ。司法がその実現を立法府に求めることは、三権分立の原則から当然の役割である。」（強調 引用者）</p> <p>等記述した。</p>	<p>準備書面(1) 29～31頁 36頁 38～40頁 61～64頁</p> <p>準備書面(1) 65～66頁</p>
甲 118 の 2	東京中日新聞社説 「1票の格差判決 「2倍」常態化させるな」 （中日新聞ウェブ掲載）／2025 （令和7）年9月30 ／写し	同上。 但し、東京新聞で掲載された社説（甲 118）と同文。	
甲 119	朝日新聞社説「衆院1票の格差 民意反映へ抜本改革を」／2025（令和7）年10月2日／写し	同社説は、 ①「 住んでいる場所によって、投じる一票の重みが他の地域の半分にも満たない。 そんな不平等を許容する判決だ。」（強調 引用者） ②「 そもそも「2倍」でさえ平等の原則からほど遠いことを考えれば、疑問は極めて大きい。 」（強調	

		引用者) ③「一票の不平等を放置して選挙区ごとに一票の価値に大きな差が生じたままでは、国会の多数決と国民の考えに食い違いが生じうる。様々な課題に 民意が正しく反映されていなければ、国会の正統性を大いに揺るがす 。そして選挙制度は、議員自身の利害に結びつく。 だからこそ司法には厳しい姿勢が必要なのだ 。」(強調 引用者) 等記述した。	準備書面(1) 45～56頁 (第3部 統治論)
甲 120	北海道新聞社説 「衆院 1 票の格差 民意反映へ抜本改 革を」／2025 (令 和 7) 年 10 月 3 日 ／写し	同社説は、 ①「 だが格差は判断の目安として法が定めた 2 倍を超えている。原則はあくまで 1 人 1 票であり投票価値の平等は民主主義の大前提である。これをあいまいにしては選挙の信頼どころか正当性そのものが揺らいでしまう 。」(強調 引用者) (強調引用者) ②「 衆院選を巡る最高裁の合憲判断はこれで 3 回連続となる。2 倍前後であれば良しとする判断は不明瞭と言わざるを得ない。司法は事態をもっと深刻に受け止めるべきではないか 。」(強調 引用者) 等記述した。	

以上